

「仙台市介護予防・日常生活支援総合事業の実施，当該事業を行う指定事業者の指定等及び当該事業に要する費用の額の算定に関する要綱」（令和3年3月31日健康福祉局長決裁）の一部を次のように改正する。

<u>現行</u>	<u>改正後</u>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（実施期日）</p> <p>1 この要綱は，令和3年4月1日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">（仙台市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等の廃止）</p> <p>2 次に掲げる要綱は，廃止する。</p> <p>（1）仙台市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年11月14日健康福祉局長決裁）</p> <p>（2）仙台市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護型サービス事業者，通所介護型サービス事業者，生活支援訪問型サービス事業者及び生活支援通所型サービス事業者の指定等に関する要綱（平成28年11月14日健康福祉局長決裁）</p> <p>（3）仙台市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護型サービス，通所介護型サービス，生活支援訪問型サービス及び生活支援通所型サービスに要する費用の額の算定に関する要綱（平成28年11月14日健康福祉局長決裁）</p> <p>（4）仙台市介護予防ケアマネジメント実施要綱（平成29年3月31日健康福祉局長決裁）</p> <p>（仙台市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護型サービス事業者，通所介護型サービス事業者，生活支援訪問型サービス事業者及び生活支援通所型サービス事業者の指定等に関する要綱の廃止に伴う経過措置）</p> <p>3 この要綱の実施前に前項の規定による廃止前の仙台市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護型サービス事業者，通所介護型サービス事業者，生活支援訪問型サービス事業者及び生活支援通所型サービス事業者の指定等に関する要綱の規定により申請者又は指定事業者から行われた申請，届出を</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（実施期日）</p> <p>1 この要綱は，令和3年4月1日から実施する。</p> <p style="text-align: center;">（仙台市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等の廃止）</p> <p>2 次に掲げる要綱は，廃止する。</p> <p>（1）仙台市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年11月14日健康福祉局長決裁）</p> <p>（2）仙台市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護型サービス事業者，通所介護型サービス事業者，生活支援訪問型サービス事業者及び生活支援通所型サービス事業者の指定等に関する要綱（平成28年11月14日健康福祉局長決裁）</p> <p>（3）仙台市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護型サービス，通所介護型サービス，生活支援訪問型サービス及び生活支援通所型サービスに要する費用の額の算定に関する要綱（平成28年11月14日健康福祉局長決裁）</p> <p>（4）仙台市介護予防ケアマネジメント実施要綱（平成29年3月31日健康福祉局長決裁）</p> <p style="text-align: center;"><u>（削除）</u></p>

~~の他の行為でこの要綱中これに相当する規定があるものは、当該相当する規定により行われたものとみなす。~~

~~—(新型コロナウイルス感染症への特例的な評価に係る基本報酬に関する特例)—~~

~~4 令和3年9月30日までの間は、別表第6の訪問介護型サービス費のAからDまで、別表第7の生活支援訪問型サービス費のAからDまで、別表第8の通所介護型サービス費のAからBまで、別表第9の生活支援通所型サービス費のAからBまで及び介護予防ケアマネジメント費のAからBまでについて、それぞれの所定単位数の1,000分の1,001に相当する単位数を算定する。~~

別表第5（第18条第2項第12号及び第22条関係）

サービス種類ごとの1単位の単価（単位：円）	
訪問介護型サービス	10 円に厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)
生活支援訪問型サービス	第1号の表6級地の項(訪問介護に係る部分に限る。)に掲げる割合を乗じて得た額
通所介護型サービス	10 円に厚生労働大臣が定める一単位の単価第1号の表6級地の項(通所介護に係る部分に限る。)に掲げる割合を乗じて得た額
生活支援通所型サービス	第1号の表6級地の項(通所介護に係る部分に限る。)に掲げる割合を乗じて得た額

区分ごとの1単位の単価（単位：円）	
従来型のケアマネジメント	10 円に厚生労働大臣が定める一単位の単価第1号の表6級地の項(介護予防支援に係る部分に限る。)に掲げる割合を乗じて得た額
初回型のケアマネジメント	
初回加算	
委託連携加算	

別表第5（第18条第2項第12号及び第22条関係）

サービス種類ごとの1単位の単価（単位：円）	
訪問介護型サービス	10 円に厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)
生活支援訪問型サービス	第1号の表6級地の項(訪問介護に係る部分に限る。)に掲げる割合を乗じて得た額
通所介護型サービス	10 円に厚生労働大臣が定める一単位の単価第1号の表6級地の項(通所介護に係る部分に限る。)に掲げる割合を乗じて得た額
生活支援通所型サービス	第1号の表6級地の項(通所介護に係る部分に限る。)に掲げる割合を乗じて得た額

区分ごとの1単位の単価（単位：円）	
従来型のケアマネジメント	10 円に厚生労働大臣が定める一単位の単価第1号の表6級地の項(介護予防支援に係る部分に限る。)に掲げる割合を乗じて得た額
初回型のケアマネジメント	
初回加算	
委託連携加算	
介護職員等処遇改善加算	

別表第6（第22条第1号関係）

訪問介護型サービス費（単位数表・留意事項）

A～G 略

H 介護職員 処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問介護型サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I) A から G ~~(BCD以外)~~ までにより算定した単位数の1000分の ~~245~~ に相当する単位数

~~(2)~~ 介護職員等処遇改善加算(II) A から G ~~(BCD以外)~~ までにより算定した単位数の1000分の ~~224~~ に相当する単位数

~~(3)~~ 介護職員等処遇改善加算(III) A から G ~~(BCD以外)~~ までにより算定した単位数の1000分の ~~182~~ に相当する単位数

~~(4)~~ 介護職員等処遇改善加算(IV) A から G ~~(BCD以外)~~ までにより算定した単位数の1000分の ~~145~~ に相当する単位数

別表第6（第22条第1号関係）

訪問介護型サービス費（単位数表・留意事項）

A～G 略

H 介護職員等 処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った訪問介護型サービス事業所が、利用者に対し、訪問介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ A から G までにより算定した単位数の1000分の 270 に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ A から G までにより算定した単位数の1000分の 287 に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ A から G までにより算定した単位数の1000分の 249 に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ A から G までにより算定した単位数の1000分の 266 に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(III) A から G までにより算定した単位数の1000分の 207 に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(IV) A から G までにより算定した単位数の1000分の 170 に相当する単位数

別表第7（第22条第2号関係）

生活支援訪問型サービス費（単位数表・留意事項）

A～G 略

H 介護職員 処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った生活支援訪問型サービス事業所が、利用者に対し、生活支援訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I) A から G ~~(BCD以外)~~ までにより算定した単位数の1000分の~~245~~に相当する単位数

~~(2)~~ 介護職員等処遇改善加算(II) A から G ~~(BCD以外)~~ までにより算定した単位数の1000分の~~224~~に相当する単位数

~~(3)~~ 介護職員等処遇改善加算(III) A から G ~~(BCD以外)~~ までにより算定した単位数の1000分の~~182~~に相当する単位数

~~(4)~~ 介護職員等処遇改善加算(IV) A から G ~~(BCD以外)~~ までにより算定した単位数の1000分の~~145~~に相当する単位数

I～K 略

別表第7（第22条第2号関係）

生活支援訪問型サービス費（単位数表・留意事項）

A～G 略

H 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った生活支援訪問型サービス事業所が、利用者に対し、生活支援訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I) イ A から G までにより算定した単位数の1000分の270に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(I) ロ A から G までにより算定した単位数の1000分の287に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(II) イ A から G までにより算定した単位数の1000分の249に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(II) ロ A から G までにより算定した単位数の1000分の266に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(III) A から G までにより算定した単位数の1000分の207に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(IV) A から G までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

I～K 略

別表第 8 (第 22 条第 3 号関係)

通所介護型サービス費 (単位数表・留意事項)

A～L 略

M 介護職員 処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所介護型サービス事業所 _____ が、利用者に対し、通所介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算 (I) _____ A から L ~~(B 以外)~~ までにより算定した単位数の 1000 分の ~~92~~ _____ に相当する単位数

~~(2)~~ 介護職員等処遇改善加算 (II) _____ A から L ~~(B 以外)~~ までにより算定した単位数の 1000 分の ~~90~~ _____ に相当する単位数

~~(3)~~ 介護職員等処遇改善加算 (III) A から L ~~(B 以外)~~ までにより算定した単位数の 1000 分の ~~80~~ _____ に相当する単位数

~~(4)~~ 介護職員等処遇改善加算 (IV) A から L ~~(B 以外)~~ までにより算定した単位数の 1000 分の ~~64~~ _____ に相当する単位数

(新設)

別表第 8 (第 22 条第 3 号関係)

通所介護型サービス費 (単位数表・留意事項)

A～L 略

M 介護職員等 処遇改善加算

注 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所介護型サービス事業所 (利用定員が 19 人以上である場合に限る。) が、利用者に対し、通所介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算 (I) イ A から L までにより算定した単位数の 1000 分の 111 に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算 (I) ロ A から L までにより算定した単位数の 1000 分の 120 に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算 (II) イ A から L までにより算定した単位数の 1000 分の 109 に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算 (II) ロ A から L までにより算定した単位数の 1000 分の 118 に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算 (III) A から L までにより算定した単位数の 1000 分の 99 に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算 (IV) A から L までにより算定した単位数の 1000 分の 83 に相当する単位数

注 2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行

った通所介護型サービス事業所(利用定員が 19 人未満である場合に限る。)が,利用者に対し,通所介護型サービスを行った場合は,当該基準に掲げる区分に従い,次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし,次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては,次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ A から L までにより算定した単位数の 1000 分の 117 に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ A から L までにより算定した単位数の 1000 分の 127 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ A から L までにより算定した単位数の 1000 分の 115 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ A から L までにより算定した単位数の 1000 分の 125 に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) A から L までにより算定した単位数の 1000 分の 105 に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) A から L までにより算定した単位数の 1000 分の 89 に相当する単位数

別表第9（第18条第2項第12号及び第22条第4号関係）

生活支援通所型サービス費（単位数表・留意事項）

A～K 略

L 介護職員 処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った生活支援通所型サービス事業所 _____ が、利用者に対し、生活支援通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I) Aから ~~K(B以外)~~ までにより算定した単位数の1000分の ~~92~~ に相当する単位数

~~(2)~~ 介護職員等処遇改善加算(I) Aから ~~K(B以外)~~ までにより算定した単位数の1000分の ~~90~~ に相当する単位数

~~(3)~~ 介護職員等処遇改善加算(II) Aから ~~K(B以外)~~ までにより算定した単位数の1000分の ~~80~~ に相当する単位数

~~(4)~~ 介護職員等処遇改善加算(II) Aから ~~K-K(B以外)~~ までにより算定した単位数の1000分の ~~64~~ に相当する単位数

(新設)

別表第9（第18条第2項第12号及び第22条第4号関係）

生活支援通所型サービス費（単位数表・留意事項）

A～K 略

L 介護職員等 処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った生活支援通所型サービス事業所(利用定員が19人以上である場合に限る。) が、利用者に対し、生活支援通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員等処遇改善加算(I)イ AからKまでにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

(2) 介護職員等処遇改善加算(I)ロ AからKまでにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数

(3) 介護職員等処遇改善加算(II)イ AからKまでにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

(4) 介護職員等処遇改善加算(II)ロ AからKまでにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

(5) 介護職員等処遇改善加算(III) AからKまでにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

(6) 介護職員等処遇改善加算(IV) AからKまでにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

注2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実

M～N 略

施しているものとして、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った通所介護型サービス事業所(利用定員が 19 人未満である場合に限る。)が、利用者に対し、通所介護型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ A から K までにより算定した単位数の 1000 分の 117 に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ A から K までにより算定した単位数の 1000 分の 127 に相当する単位数
- (3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ A から K までにより算定した単位数の 1000 分の 115 に相当する単位数
- (4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ A から K までにより算定した単位数の 1000 分の 125 に相当する単位数
- (5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) A から K までにより算定した単位数の 1000 分の 105 に相当する単位数
- (6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) A から K までにより算定した単位数の 1000 分の 89 に相当する単位数

M～N 略

別表第 10（第 22 条第 5 号関係）

介護予防ケアマネジメント費（単位数表・留意事項）

A～D 略

（新設）

別表第 10（第 22 条第 5 号関係）

介護予防ケアマネジメント費（単位数表・留意事項）

A～D 略

E 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護予防ケアマネジメント事業所が、利用者に対し、介護予防ケアマネジメントを行った場合は、AからDまでにより算定した単位数の 1000 分の 21 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

附 則（令和 8 年 5 月 28 日改正）

（実施期日）

1 この改正は、令和 8 年 6 月 1 日から実施する。ただし、附則第 3 項及び附則第 4 項の規定は、同年 5 月 28 日から実施する。

（経過措置）

- 改正後の別表第 5 から別表第 10 までの規定（次項において「新要綱の規定」という。）は、令和 8 年 6 月分の介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用から適用し、同年 5 月分までの介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用については、なお従前の例による。
- 新要綱の規定に係る介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の算定のため必要な手続その他の行為（次項において「手続等」という。）は、この改正の実施の前日においても行うことができる。
- 前項の規定は、同項の規定の実施の前日に行われた手続等についても適用する。